

地域の未来を創る地方分権改革

平成29年3月23日

地方分権改革有識者会議座長
神野 直彦

地方分権改革の意義

○地方分権の推進に関する決議（平成5年6月3日衆議院本会議）

【背景】

- ・東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展
- ・国民が待望するゆとりと豊かさを実現できる社会の構築

○地方分権改革推進法（平成18年12月15日法律第百十一号）

【背景】

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現

【基本理念】

- ・国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする
 - ・地方公共団体の自主性及び自立性を高める
- ことによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進



個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

これまでの地方分権改革

—理念・制度改革の段階—

理念の転換

—国・地方の関係を上下・主従から対等・協力へ転換

地方自治制度の分権化

—機関委任事務の廃止
—国による関与のルール化

国から地方への事務・権限の移譲
国による義務付け・枠付けの廃止・縮減

2

地方分権改革のこれまでの経緯（第1次分権改革）

内閣	主な経緯	第1次分権改革
宮澤内閣(H3.11~H5.8)	H5. 7 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	
細川内閣(H5.8~H6.4)		
羽田内閣(H6.4~H6.6)		
村山内閣(H6.6~H8.1)	H7. 5 地方分権推進法成立 7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(~H13.7) ※H8.12第1次~H10.11第5次勧告	
橋本内閣(H8.1~H10.7)		
小渕内閣(H10.7~H12.4)	H11. 7 地方分権一括法成立	
森内閣 (H12.4~H13.4)		
小泉内閣(H13.4~H18.9)	H13. 7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)	
	H14. 6 ~ 17. 6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)	

3

地方分権改革のこれまでの経緯（第2次分権改革）

内閣	主な経緯	
安倍内閣(H18.9～H19.9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立 H19. 4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(～H22.3) ※H20.5第1次～H21.11第4次勧告	第2次分権改革
福田内閣(H19.9～H20.9)		
麻生内閣(H20.9～H21.9)		
鳩山内閣(H21.9～H22.6)		
菅内閣(H22.6～H23.9)	H23. 4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
野田内閣(H23.9～H24.12)	H25. 3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲)	
安倍内閣(H24.12～) (第2次、第3次)	H26. 5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) H26. 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ H27. 6 第5次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し) H28. 5 第6次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し)	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 提案募集方式 の導入 </div> H 26 S

4

個性を活かし自立した地方をつくる

～「地方分権改革の総括と展望（概要）」（平成26年6月24日地方分権改革有識者会議）～

これまでの地方分権改革

地方分権改革の理念を構築

－国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

国主導による集中的な取組

－時限の委員会による勧告方式

地方全体に共通の基盤制度の確立

－機関委任事務制度の廃止
－国の関与の基本ルールの確立

法的な自主自立性の拡大

－自治の担い手としての基礎固め

地方分権推進に向けた世論喚起

－地方分権の意義を普及啓発

個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

改革の理念を継承し発展へ

－個性を活かし自立した地方をつくる

地方の発意に根ざした息の長い取組へ

－地方からの「提案募集方式」の導入
－政府としての恒常的な推進体制の整備

地方の多様性を重んじた取組へ

－連携と補完によるネットワークの活用
－「手挙げ方式」の導入

真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

－自治の担い手の強化

改革の成果を継続的・効果的に情報発信

－住民の理解と参加の促進

5